

熊本市域における庁舎建築の動向と時代性

松澤 真由美

熊本市都市政策研究所 研究員

キーワード：近代建築、建築家、庁舎、営繕組織、官庁街

1 諸言

明治維新後に設置された県庁舎や、市制施行後の市庁舎を主とする庁舎建築は、その成り立ちから当時を代表する建築空間であった。そして、それ以降現在まで都市の核を形成してきた大きな要素としてあり続けてきている。

石田潤一郎は、庁舎建築を「近代によって生み出された建築物である」とし、明治から現代にいたる日本の各地に建てられたすべての都道府県庁舎についての歴史的考察を試みること、東京に止まらない日本近代建築史の全体像を明らかにすることができるとしている¹。

本稿は熊本市域における県市庁舎の新改築や移転等の変遷という動向を見ることで、当該建築が地方における近代建築受容の一端となってきたことを明らかにすることを目的としている。

ここで、特定の市庁舎に限定してその歴史的変遷を通史として扱った研究はほとんど見られない。例えば佐藤武夫により市庁舎建築について総合的にまとめられた先例²では、戦前の市庁舎を「下位の庁舎は中央官衙の垂流として、お役所建築は斯くあるべきものと考えられ、建てられてきた」としているように、さほど重要視されることがなかったように思われる。そこで、本稿では熊本市庁舎の建替え等の変遷を県庁舎の変遷と共に明らかにすることを通して、タウンデザイン思考も意識の上、近代都市の整備との関係を探り、今後の市庁舎整備の一助となることを意図した。

2 研究の対象と方法

明治22年の市制施行以来、熊本市庁舎は表1の通り現在が3代目となる変遷を辿ってきた。また、県庁舎は明治4年以来7代目である。本稿はおもに市庁舎の変遷を軸に時代区分を行うが、市制施行以前については、県庁舎の存在を意識することとした。そこで、市制施行以前の明治前半期を第Ⅰ期、市制施行と同時期に県市庁舎が南千反畑の地に集積

する第Ⅱ期、市庁舎が南千反畑から手取本町へ移る第Ⅲ期、県庁舎の第二次世界大戦による被災と、仮庁舎を経ての東部への移転がおこる第Ⅳ期、高度経済成長期を経て市庁舎の建替えを行う第Ⅴ期と、5つの時期に区分して分析をすすめる。分析に用いた史料は、古地図、絵葉書、当時の新聞記事、公文書、市政50年史および70年史、議会史、市史、県史他である。

なお、今回対象とした県市庁舎の基本情報の一覧と、敷地位置の変遷は稿末の付表1・付図1の通りである。

表1 歴代熊本県市庁舎一覧

開庁年	県庁舎(立地場所)	市庁舎(立地場所)	区分
明治2	1869	熊本藩庁舎 花畑屋敷	第Ⅰ期
明治4	1871	初代県庁舎	
明治5	1872	2代目県庁舎 二の丸	
明治8	1875	3代目県庁舎 二本木	
明治20	1887	4代目県庁舎 古城	
明治21	1888	(明治13) 初代熊本区役所 洗馬橋際	第Ⅱ期
明治22	1889	5代目県庁舎 南千反畑	
明治25	1950	(2代目)熊本区役所 南千反畑	
大正13	1924	初代市庁舎	
昭和20	1945	被災	
昭和25	1950	6代目県庁舎 桜町	第Ⅲ期
昭和42	1967	7代目県庁舎 水前寺	
昭和56	1981	2代目市庁舎 手取本町	
昭和56	1981	3代目市庁舎	
昭和56	1981	3代目市庁舎	

(筆者作成)

3 第Ⅰ期（市政施行以前）：明治2(1869)～19(1886)年

3.1 藩県庁舎のはじまり

肥後藩は明治2年6月17日に版籍奉還を行い熊本藩となり、藩主が藩知事に任命された。同年の9月10日に交付されたいわゆる「藩制13箇条」³に、「藩庁には知事以下大参事（2人以内）・権大参事（有無その便宜による）・少参事（5人以内）・権少参事（有無その便宜による。小藩には置かず）をおきて藩の政務を司り、大属・権大属・少属・権少属・史生をおいて、たとえば会計・軍事・刑法・学校・監察などのごとく分課専務せしむること。」と定め、藩庁に旧来の藩主宅であった花畑屋敷を充てた。

その後明治4年7月14日の廃藩置県により、旧藩主細川護久は藩知事の職を免ぜられ、熊本藩は熊本県となり、県庁舎は引き続き藩庁となっていた花畑屋敷を利用している。

このように、版籍奉還後の明治初期においては、旧藩主宅や旧藩重臣宅など城郭周辺部⁴の各種施設や社寺等の既存施設を転用し庁舎とすることがほとんど⁵で、その後明治4

年10月20日に、県庁舎が鎮西鎮台に用いられることになった際も、応急的な庁舎移設地として二の丸地区の有吉立愛大参事邸を充てている。

3.2 中央集権化と県庁舎

中央政府は廃藩置県により藩知事（旧藩主）を罷免し、東京居住を命じ、新たに府知事・県令を任命し中央集権化を進めることとなる。これに伴い、地方庁舎営繕に対しても監督事務の強化と庁舎規模の平準化を図ろうと、明治4年11月県庁建坪規則を公布する。この県庁建坪規則では、新築される県庁舎の面積を、その石高に応じて決めることとし、具体的には、石高30万石以下は県庁の建坪を122坪5合とし、30万石を超える場合は5万石につき10坪の増加を認めるというものであった。この規則において基準とすべき平面は図1のようであった。

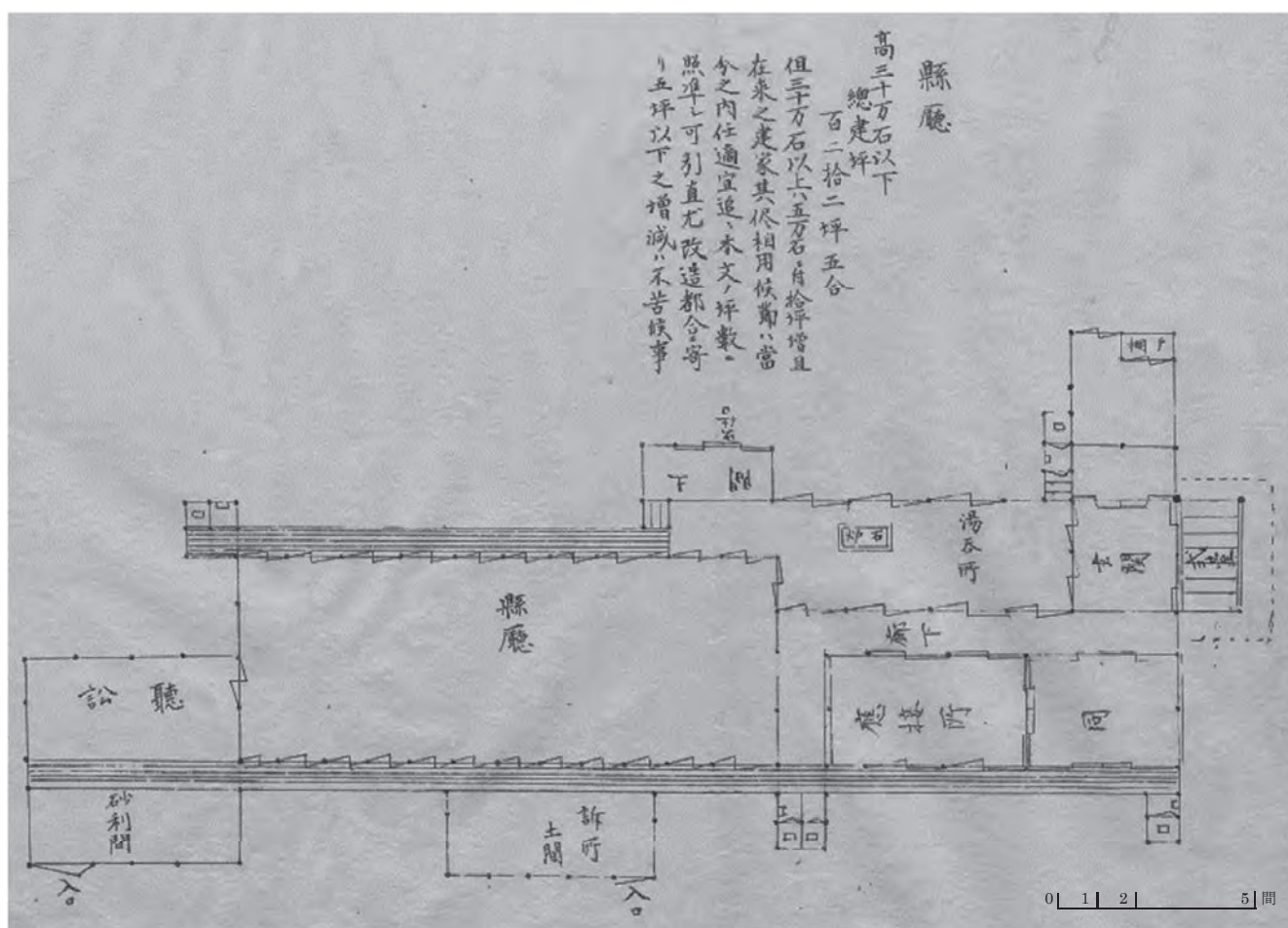


図1 「県庁建坪規則」の基準平面図

（出典：『公文録・明治五年・第三十二卷・壬申十月・大蔵省伺二』『美々津県庁営築伺』付属図）

熊本においては、3代目の県庁舎が明治5年6月14日に開庁するが、これに先立つ明治4年10月10日、熊本県は政府に対して移庁改称伺いを提出している。伺いの内容は、「熊本藩庁之儀ハ、旧藩主ノ私館ニ就キ設置候間、管内ノ士民固辟ノ私念絶チ難キハ勿論、官員ト雖モ兎角主隸ノ旧習脱シ兼因仍押移次第モ有之付、治所ヲ他ヘ移シ候ハ管内ノ耳目ヲ一新シ官員職務ノ体裁モ相立可申候間、熊本ヲ距ル南一里許二本木村ト申所ヘ引遷申度奉存候」⁶とあり、いつまでも藩主宅を間借りしての政庁では、旧態依然とした士族の考えが抜けきれないので、新天地で名実ともに新しい体制を敷きたいという理由付けをし、政府の中央集権化の考えに沿う形で、新庁舎の建築の許可を取ろうとした。この文書は事務上の手違いから県に差し戻されるが、その直後の10月20日に鎮西鎮台が県庁舎の敷地を使用することとなったため、再度二本木への移庁を願い出るようになった。

明治5年4月22日に「熊本懸廳転移ノ儀ニ付願」が次の文章として出されている。「元熊本縣廳ノ儀ハ舊藩主私邸ニ就キ設ケ置候ニ付、先般廢藩ノ際、舊館ノ儘ニテハ一國ノ耳目一洗難仕且同懸ヘ鎮臺ノ本營ヲ被居候ニ付、同臺御用ニ差出シ熊本ヲ距ル南一里許飽田郡ノ内白川ノ傍二本樹村ト申處ニ轉廳被 仰付度趣再

廳奉願候處右願ノ手續御章程ニ合蕪候上目ニテ願書御指還シニ相成手續問合性復等ニテ東西懸隔ノ土地柄令日辻遷延仕候當時ハ舊廳ニ二鎮臺御用ニ被石上候ニ付縣士有吉與太郎舊邸假ニ縣廳ヲ設居申候處當邸ノ儀間内表向ヲ始メ門長屋向等ハ大半取崩シ有之残り間内狭小ニテ官員肩ヲ摩シテ相接シ居申候間仰願クハ前條二本樹村ニ轉廳白川ノ儀ハ管内中央ヲ流通致居候白川ニ椽リ白川縣ト改稱仕轉廳ノ上ハ官員総テ一六休暇ノ外縣邸ニ誥功勲勤仕度則繪圖并目論見帳相添御達申上候速ニ御聞濟ノ程奉願候尤邸地ノ稅納ハ相潰候テモ城内外夥多ノ地稅等ニテ歳入減損ニ至リ不申候以上」⁷が上申であり、二本木への移庁と併せて、管内の中央を流れる白川にちなみ、県名を白川県へと変更することについても願ひ出ている。その後、庁舎の建設については、内諾を得てただちに建築に着手し、同年6月13日に移庁を完了⁸している。この翌日、明治5年6月14日付の太政官第一七八号(布)にて「熊本県ヲ白川県ト改称シ県庁ヲ飽田郡二本樹ニ被置候事」⁹と決定されている。

先の「熊本懸廳転移ノ儀ニ付願」には、県庁の平面計画図(稿末の付図2)が添付されており、その主な執務室部分を抜き出したのが図2の平面図である。

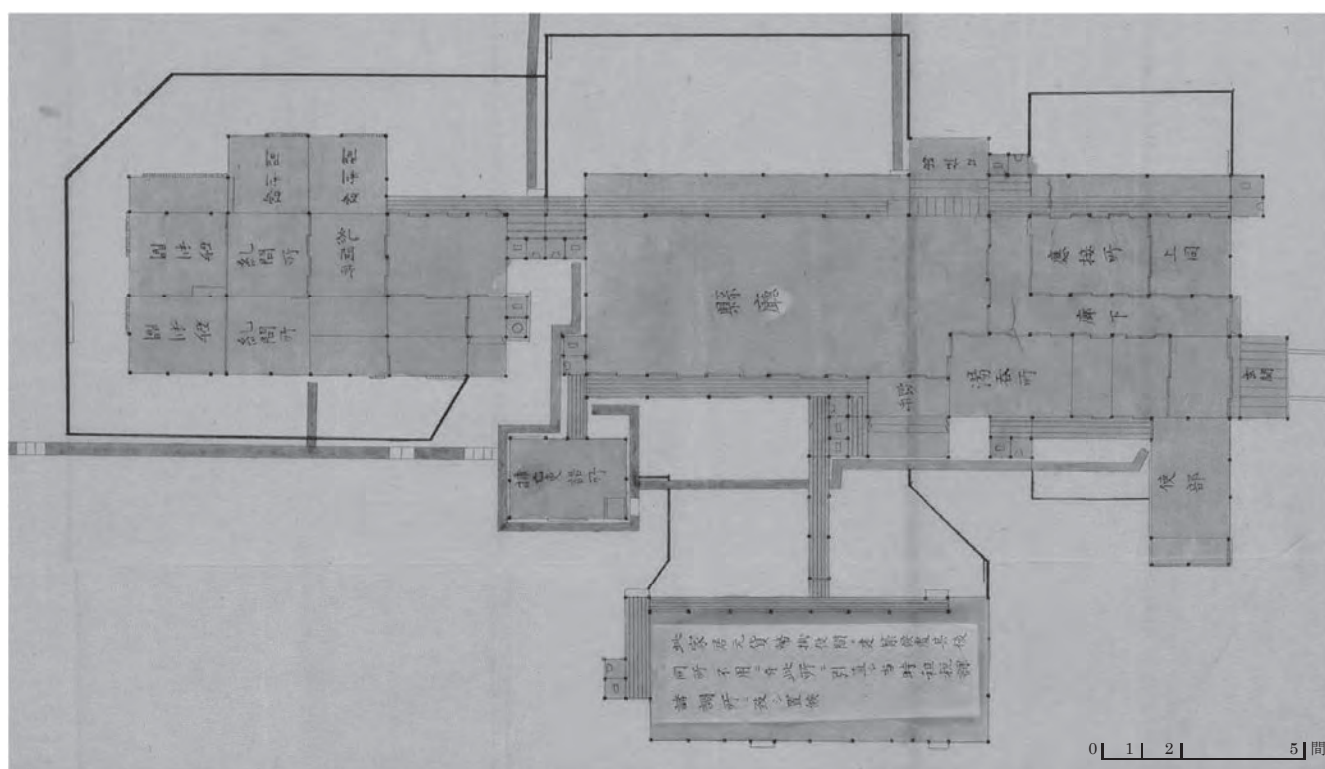


図2 3代目県庁舎の平面図

(出典：『公文録・明治五年・第二十三卷・壬申六月・大蔵省伺一』「熊本県移庁改称伺」)

これは、図 1 と見比べてみると基準平面にかなり忠実に従ったものであることが分かる。ともに平面構成の基本は長方形で、短辺側に玄関を配し、そこから廊下をかね折に通している。この廊下の両側に湯呑所と応接所を配し、奥に大広間の「県庁」を配している。この大広間の長手方向の両端には縁を配し、この縁の先に聴訟課（糺問所）を置いているが、熊本県庁舎では、聴訟課（糺問所）と捕亡詰所を別棟で設け、さらに旧県庁舎から移築した租税課諸調所をそれぞれ渡り廊下で主屋とつないでいる。旧庁舎から移築した租税諸調所を除く新築部分の面積はおおよそ 160 坪程であり、これは 122.5 坪（30 万石時の基準）に超過 5 万石につき 10 坪増をあてはめた 162.5 坪（50 万石で試算）という規制に従った規模である。先にみた県庁建坪規則では、基準平面を具体的に提示し、石高により面積を規定することで規模の拡大抑制と平準化を図るものであった。その規則通りの設計を行った 3 代目県庁舎は、完成翌年の明治 6 年 1 月の八代県との合併などからたちまち手狭となり、明治 7 年 3 月には再び移転を願い出ることとなる。

その後 6 回の移庁願いの後、明治 8 年 10 月に許可を得て、古城にあった県立病院を転用し、これを 4 代目の県庁舎とすることになった。この間の経緯を説明すると以下のようになる。当初の移転理由は、「元々白川県一県の庁舎としても狭小であったのに八代県と合併し益々狭小であるから、熊本市中第一大区第一小区の古城に旧藩時代に設立した病院があり、場所も全区の中央部で市街の要衝に位置し、人民を率いる県庁の事務を行うには適しているため古城の病院の敷地に県庁舎を移し、代わりに病院を、繁華を避け落ち着いた二本木の現県庁舎の敷地に移設したい」としている。しかしこの伺いは台湾出兵中という非常時であることを理由に不許可とされている。この不許可理由を逆手にとり、「鎮台が旧城内にあるのに、県庁がそこから数十町も離れた郊外の二本木村にあるという状況では、急の場合に事務渋滞を起こす恐れがあることから、県庁を鎮台に近い古城に移すことは焦眉の急である。」と再三願いでている¹⁰。しかし台湾出兵が平和的解決に至り、軍事的配慮の必要がなくなりこれも否決された。その為、次は立地が白川の堤防上にあり水利の妨害となっていることを追加し上申した。その後明治 8 年 6 月の白川大水害をうけ、再度移転を願いでたところ明治 8 年 10 月 22 日に許可があり、明治 8 年 11 月 24 日に県庁が古城で開庁した。病院は下通町に移転し、明治 10 年 2 月 19 日に西南戦争で焼失するまでここで続いた。

4 第Ⅱ期（南千反畑への庁舎集積と市制施行期）

：明治 20(1887)～大正 12(1923)年

4.1 熊本県庁舎の南千反畑への移転

5 代目の県庁舎は明治 20 年 1 月 1 日に、南千反畑の地へ移転し開庁することとなる。移転の理由は、古城の 4 代目県庁舎の敷地一帯を陸軍が使用することとなったためである。明治 16 年 10 月 4 日付で「熊本県庁敷地受領方云々申入」といった陸軍省の記録¹¹が残っており、この時期には古城の敷地が陸軍に収用されることが決まっていたと思われる。5 代目県庁舎の建設に着工した明治 19 年度の予算を審議した明治 18 年の 11 月通常県議会では、明治 19 年度の県庁舎建築修繕費を 407 円 83 銭 7 厘で可決。しかし、明治 19 年年度の実際の決算額は 38,649 円と大きなひらきがあることから、407 円 83 銭 7 厘という数字は庁舎の新築費用を勘案したものではなく、直前まで移転に関する詳細は決まっていなかったことが伺える。

ここで、明治 18 年 7 月 10 日付で熊本県令富岡敬明は、「熊本県庁建物等買上之儀」を内務卿山縣有朋ならびに、陸軍卿大山巖に対し上申している¹²。ここでは、県庁、警察署、倉庫、官舎等の建物一切の代金と監獄支署の移転料、県庁移転地の敷地 9,550 坪の買上代金と、当該敷地に在来の民家移転料及び地形直し等一切の諸費用として 45,000 円を買上費用として上申している。

その後明治 19 年の 6 月 14 日から臨時県会が開かれ、県庁舎、警察署、監獄の建設費が審議され、県庁舎等の建設予算は 37,278 円 27 銭 1 厘、警察庁舎は 7,988 円 30 銭、監獄は 2,577 円 34 銭 8 厘となり、これを陸軍からの移転費用と警察庁舎に対する国庫下渡金で賄うこととしている¹³。この、陸軍からの県庁舎の移転新築に対する支払金が折り合い次第の移転であったようである。移転先となった南千反畑であるが、当初移転先の候補地として、南千反畑と京町、新町の 3 ヶ所が検討されており、明治 19 年 4 月 3 日の新聞では、「県庁移転の場所は千反畑町、京町、新町のいずれに決定されるか未だ確定せず」と報道されている。5 月 25 日の報道では、県庁舎の新築用材を南千反畑の建設用地に運んだとの記載があることから判断して、この間に建設地が決まったようである。しかしその経緯や理由などの詳細は現在のところ明らかでない。

さてここで、現在の東京大学工学部建築学科の前身であ

る工部大学校造家学科の第一期生卒業が明治12年であったことから、この頃には体系的な建築教育を受けた建築家・建築技術者が台頭してくる。明治20年代には地方の府県庁舎においてもこのような人材を起用することが主流となる。この5代目の県庁舎は工部大学校造家学科の第5期生で、熊本洋学校でジェーンズの教えを受けた船越欽哉（1861-1922）¹⁴の設計によるもので、工部大学校卒業生が設計した最初の府県庁舎とされている。

船越は大学校を卒業後、京都府に任用されたが¹⁵、明治19年4月1日付で熊本県御用掛に採用されている¹⁶。6月14日から始まった臨時県会の2日目、6月15日に船越は新庁舎の建物概要について次のように説明している。「本廳は木製の西洋風で建築し、附属舎は在来の如く木製の日本建築とす。警察署も又その本署は之を西洋風にし、附属署は木製の日本建築とす。官舎も亦一番より三番迄總て木製の西洋作りなり。床地は五尺計り掘鑿して砂石等を埋めて堅牢にし、周圍の壁は土蔵にして二重とし、床は板を厚くし根太を丈夫にし、二階床も下室に妨なき様二重張りにし、又壁の塗色は白壁にすれば光線反射して不都合なれば、薄色の塗壁とし、建具類は凡べてペンキを塗る等の方法にして警察署も亦た以上に準ず。」¹⁷

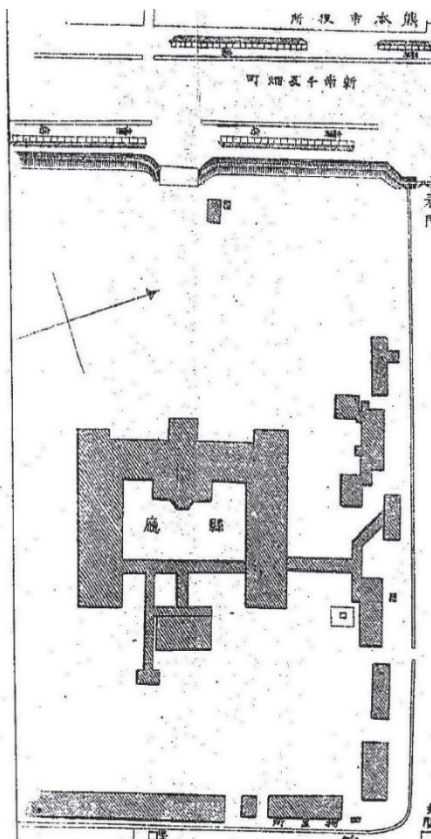


図3 5代目県庁舎の配置図

(出典：『熊本県案内』所収)



図4 5代目県庁舎の写真

(出典：宮内庁書陵部所蔵『熊本県名所写真帖』所収)

臨時県会の審議を経て、明治19年7月24日に着工し、11月3日には上棟式が行われ、12月28日に竣工している。図3の配置図から、明治10年代の府県庁舎の典型例であったE字型平面と、明治20年代後半～30年代の定形といえるロ字型平面の中間型であることが伺える。また、図4の写真に見えるように、外観意匠は中央車寄部と両翼を前面に僅かに突出させ、瀟洒な様式建築としている。このように船越欽哉は熊本において最初の本格的な近代建築を建築するが、明治20年1月1日の新庁舎開庁式の後の1月31日付で熊本県を退職¹⁸している。在任期間僅か10か月であったが、このように、庁舎建設などの特定の営繕事業のために短期的に建築技術者が雇用されるケースは明治・大正期には決してまれでなかった。

4.2 熊本区役所建設と市庁舎への転用

5代目県庁舎の新築と同時期に、熊本区役所も南千反畑へ移転した。そして明治22年の市制施行による区の廃止と市への移行に伴う、区役所の市庁舎への転用と続いた。この時の区とは、明治11年に公布された郡区町村編成法により設置された行政界で、熊本県には1つの区（熊本区）と14の郡が設置されていた。「郡区役所は開設以来、借家を用いていたが、熊本区役所は相応の民屋がなかったため、一時的に社寺を仮用としていたが極めて不便であったため区役所の建築を急務とする。¹⁹」として明治13年度に区役所を建設している。敷地は300坪を目途とし、洗馬橋際の官有空地とその隣接民有地を買入れ敷地としている。先にみた、明治8年に移転した古城の4代目県庁舎に近接する敷地を充て

官庁施設の集積を図ることにしたわけである。

その後、明治19年2月に、区内の戸長役場を廃止し区役所に業務を統合したことから、庁舎が手狭となり、同年6月の県庁移転議案とともに区役所新築の議案も提案されたが否決されていた。しかし明治21年に、通信管理局より、県会議場と熊本区役所の敷地建物（洗馬）を引き渡すように依頼があったことから、5月8日開会の五月臨時県会にて区役所の移転・新築費用について審議している。そこでは、この移転・新築費用に、熊本通信管理局に引き渡す県会議場と区役所の建物と敷地の売渡代金並びに、県立医学校の敷地建物の売却²⁰費を充てることが決定された。併せて、新築予定地の位置についても議論され、予定地は当初南千反畑の県庁の向かい側とされていたが、市制施行を翌年に控えたなかで区役所を新築しても、区役所の存亡が不明であることから、どこか適当な場所に間借りすべきという意見と、市制実施に際して、県庁と市役所の間には相応の間隔を置いたほうがよいことから、人口も多い古町・新町あたりに新築すべきという意見が挙がった。最終的には敷地は当初の予定通り県庁の向かい側とし、3,216,256円を以って建築することが決定された。その後9月に着工²¹し、11月10日に開所式を迎えている²²。この新区役所は図5の写真²³のように近代和風建築であった。



図5 熊本区役所（後の初代市庁舎）の姿※

※但し撮影時期は後年の昭和6年時

（出典：熊本市役所編『陸軍特別大演習写真帖』所収）

明治22年4月1日に熊本市が発足し、4月18、19日に市議会議員選が開催され、5月6日には初代熊本市長が裁可された。これをうけ、熊本区役所を市庁舎に転用することになり、6月1日に市庁舎としての開庁式が行われた。この時の財産引継資料²⁴によると、敷地面積651坪8合3勺、建築面積143坪2合5勺、建築棟数6棟という規模であった。図面等その他詳細情報は現在のところ明らかでない。

5 第四期（2代目市庁舎手取本町移転期）

：大正13(1924)～昭和19(1944)年頃

5.1 着工までの前史と経緯

明治42年に3期目の任期に入った3代目市長の辛島格は、明治43年に「熊本第一期改善私議²⁵」と題する都市政策論を著している。ここでは上水道、下水道、公園の都市改造事業と、公会堂・市庁舎と市会議事堂の「九州の首府」としての施設整備事業を財政計画を伴い提案している。その中で市庁舎及び市会議事堂については、現在の市庁舎は市制施行前に区役所として建築された建物で、明治33に増築し、階上を仮の市会議事堂としており狭隘で執務上不便をきたしていること。時代の進歩も建築当時とは雲泥の差があり、九州の中央たる熊本市の市庁舎及び市会議事堂としてあまりにお粗末なものであること。そのため、現在の敷地を拡張するか移転し、新たに市庁舎を新築する必要があることを述べている。そこで、土地建物装飾一切の費用を概算し10,000円と見積もり、これを市費で賄い明治48、49年度（大正4、5年にあたる）に実行にうつすべきとしている。市庁舎の建替えはこの計画通りには進まなかったが、建替えの機運は高まったと思われる。

なぜならその後、大正7年以降は毎年議会において市役所建築整備積立金が予算化²⁶されていること。さらに、大正8年3月16日の新聞報道²⁷に「市役所新築問題～建設地は市民の引張風～」と題し、「現在の市役所は数十年前の建築で、頗る不便であることは一般市民も認めている次第であり、この市役所建築問題の解決は急務であるため、市当局は昨年より建築準備のための積立金制度を設けているので、ここ数年のうちには立派な新築ができるであろう。」との記事がみられるからである。なおこの記事には、敷地についての解説・論評もみられ、①現在地は県庁付近で最も適当であるが敷地が狭隘で、周辺の民家を買収するという案もあったが交渉が極めて困難。②新市街は熊本市の中央で適当で

あるが大きな敷地がないため監獄跡地（手取本町の現在の市役所の場所）。③坪井地方は住民からの要望は挙がっているが適当な地がない。④古町地方も住民から熱望の声がある。と4つの案が出ていることを紹介し、敷地選定に市当局も苦心を強いられている様子であると結んでいる。

そして、大正9年12月26日の市会は「議題67号市役所位置変更議案」を審議している。「現在の位置（南千反畑の県庁舎向かい側）は土地狹隘にて僅か800余坪に過ぎず、熊本市将来の発展を考慮すれば旧監獄跡(3,006坪6合6勺)に変更するのが最も便宜なるべし」として監獄所跡地を敷地とすることが審議されている。監獄所跡地は低地であることや、県庁舎から物理的に離れてしまうことから反対意見も出ていたが、賛成多数で可決された。また、この時の計画では経費総額238,750円、庁舎は木造2階建とし²⁸、大正11年度完成予定とされていた。

しかし大正10年8月5日の新聞報道²⁹によると、庁舎の構造は鉄筋コンクリート造とすることに変更され、その予算は目下市の土木課にて鋭意作成中であるとしつつも、凡そ350,000円～400,000円程度となる見込みであるとしている。同年9月初めに九州大学技師倉田謙（1881-1940）に設計を依頼³⁰し、大正11年4月24日には「決定した熊本市庁舎設計図」と題し正面立面図とともに設計概要が報じられている³¹。まとめると表3の通りである。

表3 2代目市庁舎建築概要

建築様式	近世式				
構造	純鉄筋コンクリート				
外壁仕上	化粧煉瓦張				
屋根	議場及び第2階			天然スレート	
	第3階			陸屋根	
敷地面積	3,006坪6合6勺（約9,940㎡）				
建築面積	318坪5合（約1,053㎡）				
延床面積	約1,270坪（約4,198㎡）				
	地階	第1階	第2階	第3階	第4階
	307坪	317坪	307坪	257坪	78坪
高さ	屋根の先端まで77尺（約23m）				
配置	地階	倉庫			
	第1階	助役室、税務、戸籍、学務			
	第2階	正庁、市長室、水道、土木、勸業、文書			
	第3階	市会議場、議員控室、議長室、記者倶楽部			
	第4階	市会傍聴席			

（九州新聞大正11年4月24日記事をもとに筆者作成）

この設計をもって、総建築経費510,000円にて大正11年6月23日に工事着工となる。

5.2 設計に対する評価と反響

設計を担当した倉田謙は、明治39年に東京帝国大学工科大学建築学科を卒業³²し、京都府嘱託技師、東京高等工業学校建築科講師を経て明治44年11月20日付で九州帝国大学技師³³となり、翌大正元年9月から九州帝国大学臨時建築掛長と文部技師として大臣官房建築科福岡出張所長を兼任³⁴するが、大正3年6月には兼任をとかれている³⁵。この時期は帝国大学に営繕組織が設けられはじめ、それまで帝大の営繕業務を所管していた文部省建築課の管轄から離れ大学内営繕組織としての独立、さらには文部省建築課の地方支部的役割も担っていく状況にあった。この倉田の免兼官も、文部省営繕組織からの九州帝国大学営繕組織の独立を象徴的に示している。その後昭和4年12月に帝大創立以来務めてきた建築課長を辞している。この間九州帝国大学の各種建築は勿論のこと、熊本市庁舎のように九州内の大規模な建築物の設計を請け負っており³⁶、組織の枠にとどまらず、地方での先進的な営繕組織としての役割も担っていたことが伺える。

倉田の手による市庁舎は、大正12年11月30日に竣工し、12月15日に列席者約千名での落成式が執り行われた。竣工当時の姿は図6の写真のとおりである。

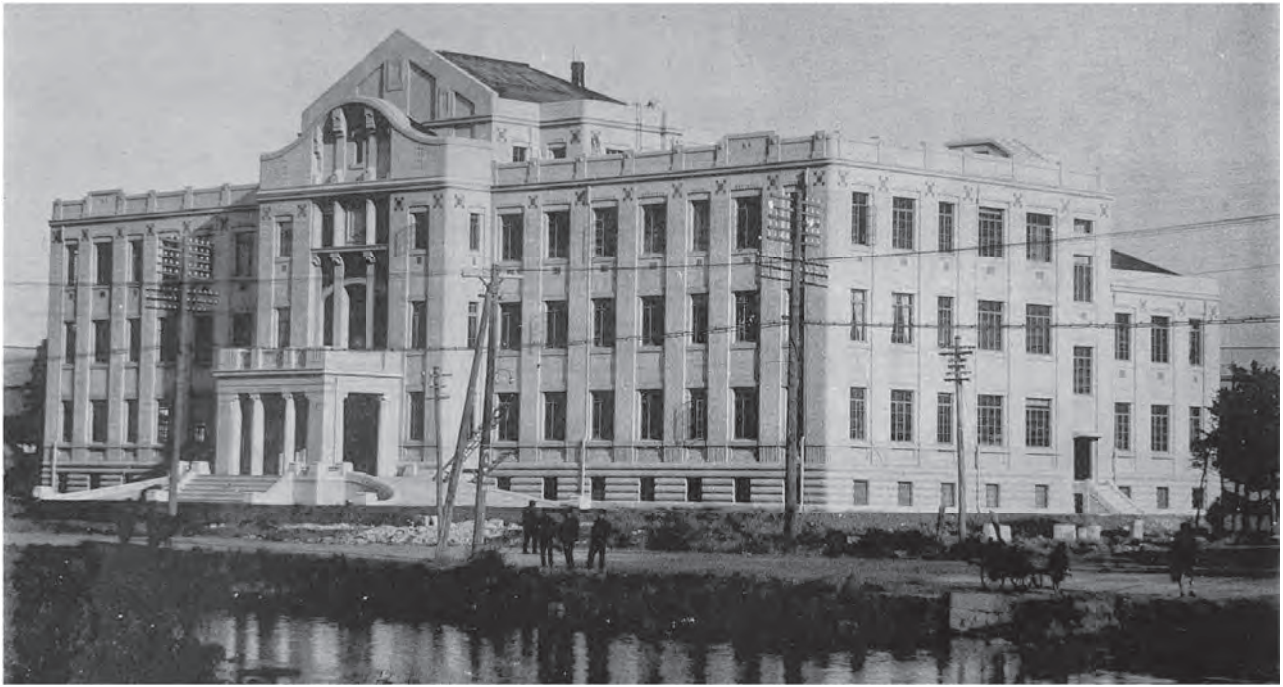


図6 2代目市庁舎の姿

(出典：絵葉書「(熊本百景) 新築の熊本市庁舎」熊本市歴史文書資料室蔵)

ルスティカ積みを模したような基壇部のデザインや、タイルでの細かい幾何学的な装飾パターンなど、当時日本で関心の高まりを見せていたゼセッションやアールデコの影響も感じさせるデザインは、同じく倉田の設計による九州帝国大学の法文学部本館などとの類似性が感じられる。

これは当時熊本では先端の建築であると見られていたようで、新聞誌上では、「熊本の建築界に一エポックを画した九大技師倉田謙氏」や「化粧煉瓦のモダンスタイルのホワイトハウス」、「熊本市が有する建築美の一つ」などと報じられている。

5.3 構造と関東大震災

2代目市庁舎新築に際して、木造2階建てから鉄筋コンクリート造4階建てに変更になったことは先述の通りであるが、竣工を2か月後に控えた大正12年9月1日に関東大震災が起こっている。この時、設計者の倉田謙は被災地を視察し、東京の様子を「東都の惨状は実に予想外であらゆる建築物は灰燼にきし、また倒壊している。今回東都で純粋な鉄筋コンクリートの建物はほとんど安全であって、被害を受けたものも丸ビル等におけるがごとく、2〜3階の下位部に軽微な亀裂を見たくらいで、被害という程のものではなかった。地震には鉄筋が一番堪えうることは今回確実に証明し得たと言っても過言ではないが、耐火という点において

は今後更に研究の余地があるが、この点において日本興業銀行は早大内藤教授³⁷の設計で、耐火耐震を加味し大森博士³⁸等の実験を経て建てられており、今度の地震に際しても何らの損害も受けておらず、辺りをはらって堂々と聳立していた。」と述べ、新聞誌上で「大震災で証明された鉄筋混凝土の価値」と報じられている³⁹。

工業雑誌の明治44年4月号には、倉田の「建築と災害」と題する講演録が掲載されるなど、倉田は震災以前から構造に関する関心が高く、2代目市庁舎は震災以前から鉄筋コンクリート造で計画されていた。全国的にこの関東大震災を境に煉瓦造から鉄筋コンクリート造が主流になっていく中で、熊本においては大正9年頃⁴⁰から見られるようになった鉄筋コンクリート造であるが、関東大震災を機にさらに増加し、煉瓦造での新築は見られなくなった。

6 第IV期（県庁の被災と東部移転期）

：昭和20(1945)年～55(1980)年

6.1 第2次世界大戦による被災と仮設的庁舎

昭和20年7月1日と8月10日の大空襲により、熊本市の中心部は広く焦土と化した。この時南千反畑の県庁舎も焼失した為、焼け残った御幸橋際の公会堂を仮庁舎として使用するを経て、昭和24年9月に6代目県庁舎が着工した。敷地となったのは専売局の工場跡地(桜町)で、戦災で工場

が焼失したため、昭和23年1月24日に大江の野砲隊跡地へ移転することになった⁴¹ことによる。桜町の専売局工場跡地は、都市計画法により工場の再設置は難しかったことから、県が官庁街としての利用を検討しての結果である。昭和25年4月25日に開庁し、木造2階建、建坪2,492坪の建物で、総工費54,000,000円であった。全国的にみると、戦後の県庁舎新築は昭和25年頃から見られるようになる⁴²が、構造はRC造を多く採用しており、熊本のように木造での建築は応急的な意味合いが強かったと思われる。この昭和25年以降の庁舎建築では、前時代的様式建築はなりを潜め、昭和28年の東京都庁舎などに代表されるようなモダンイズム建築が台頭してくる。しかし6代目熊本県庁舎は、楕円のロータリーに面して車寄せをもち、中央部を全面に突出させた日の字型平面をもつ、大正・昭和初期に多く見られた構成をとり、外観の装飾がほとんどないが旧来型の様式建築に近いもので、ここからも応急仮設的なものであったことが伺える。

6.2 市域東部への大々的な移転

前述のとおり、6代目県庁舎が仮庁舎的なものであったことは、以降の対応を追っていくと容易に理解できる。昭和35年から庁舎建設費の積立などの準備を進め、昭和38年4月には県庁舎建設準備室が発足し、県議会での建設特別委員会の設置と審議が始められている。敷地をどこにするかが最重要の争点となっており、①桜町の6代目県庁舎の敷地、②白川公園、③城内二の丸教導学校跡、④国立蚕糸試験場、⑤大江地区（専売公社熊本工場敷地）、⑥健軍地区が候補として挙げられた。①は中心部の再開発に有効利用したい意向、②は戦災復興都市公園の換地問題、③は文化財保護の観点や市との綱引き、⑤は専売公社熊本工場の移転難、⑥は東に寄り過ぎであるといった消極的理由から④の国立蚕糸試験場の敷地が有力となった。しかし、これまで熊本は城を格として南北の「タテ」方向に整備された都市であったが、県庁舎を東部に移すことにより副都心形成を図り、東西の「ヨコ」に軸を広げることでダイナミックな熊本市の発展が期待できるという視点から、これは一転好都合であると捉えられ、決定された。昭和40年8月8日着工、昭和42年2月28日に竣工したこの7代目県庁舎が現庁舎である。

昭和41年以降の全国の府県庁舎の建築傾向として、「10階建以上で、庁舎固有の建築的意味（たとえば“シティホールとしての庁舎”といった）を示そうとする志向は希薄で、

巨大な事務所建築として意匠的にも単純化したものが大組織事務所によって建てられる事。」が挙げられている⁴³。7代目県庁舎もこの傾向通り、SRC造12階建の水平スラブを強調した長方形の建物として久米建築事務所により設計がすすめられた。



図7 7代目県庁舎の姿

(出典：熊本県ホームページより)

7 第Ⅴ期（3代目市庁舎現地建替期）

：昭和56(1981)年頃～

大正12年に2代目市庁舎が開庁して以来、長年にわたりこれが市庁舎の中核となつてはきたが、市の行政機構の拡充と職員数の増加（大正13年時には203人であった職員数も昭和54年には5,461人となっていた。）に対応するため、昭和33年に南新館が、昭和35年に東新館が増築され、昭和46年には南側隣地の旧九州電気通信局局舎が花畑町別館として、昭和51年には道路を挟んで南西側の旧熊本地方貯金局局舎が別館として使用されることとなった。結果熊本市庁舎は図8のように6棟からなる複雑なものとなり、別用途の建物を転用したものもあり不便も多く、このような状況から新庁舎の建設が望まれていた。

昭和46年にプロジェクトチーム「新庁舎調査班」が市執行部に設置され、新庁舎の敷地選定にあたり①現在地、②白川公園、③交通局（大江）、④熊本製糸（大江）の4か所が候補地として挙げられた。交通の要点に近いこと、官公庁の中心的位置であること、市有地であること、昔から市民に親しまれてきた場所であることなどから、昭和49年に現在地と決定された。

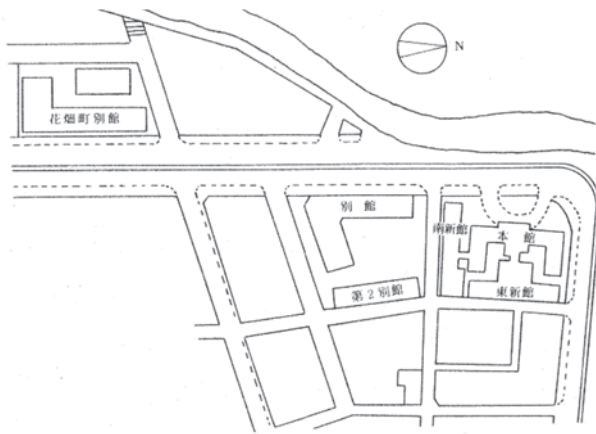


図8 昭和51年当時の市庁舎配置図

(出典：熊本市総務局総務部『熊本市庁舎建設の記録』所収)

新庁舎は、「50万市民のコミュニティセンターとして、県都熊本市のシンボルとして、健全な市政を象徴し、市民に親しまれる外観と機能性を持ち、近代的都市美と調和のとれたもの」を念頭に構想され、株式会社山下設計の設計により昭和54年3月17日に着工、地下2階地上15階建ての高層棟と地上6階建ての議会棟からなる、延床面積39,686㎡の建築を昭和56年11月4日に竣工した。これが現在の市庁舎である。



図9 3代目市庁舎の姿

(出典：熊本市ホームページより)

8 結語

明治以降の熊本における県庁舎及び市庁舎の改築並びに移転の変遷をみてきた結果、①明治初期の武家屋敷等の既存施設の転用に始まり、②続いて軍などの国の施設配置の玉突きを契機とする移転が繰り返された。しかし、明治・大正期と、③地方においてその建築文化を牽引するような建物として庁舎が建てられてきたことを明らかにすることができた。戦後は、それまでの「都市を治めるもの」の象徴としての様式主義によるモニュメント性を求める方向から、④事務所機能の充足に力点を置き、市民社会にとってのモ

ニュメント性を求める建築へと姿を変えてきたと考察できる。

加えて、縮退に向かう現代日本においてリノベーションやコンバージョンといった既存建築の利活用は重要課題であり今日的话题でもあると目されているが、⑤明治・大正期の庁舎建設では新築と転用事例が同数であった。移転の際には敷地だけでなく、既存建物も併せて次の所有者に売り、購入した軍や国も建物の転用や部材の再利用を行っていたようである。建物の再利用は現代の流行現象ではなく、歴史的に極めてオーソドックスな手法であった。

また、現在の3代目市庁舎を計画する際に木島安史が庁舎建設基本構想策定に関する基本的調査報告書⁴⁴の中で「都市更新と建築景観の保全」について述べた一文が、大変示唆に富むものであると筆者は考えここに引用する。「熊本市では熊本城だけが残ればもうりっぱな歴史的な都であり、緑と水のある都市であるという認識に一般の人は立っているが、江戸時代のものも必要であるし明治時代のものも必要である。大正生まれの建物ものこらなければいけない。要するに各時代の建物があつてこそ初めて歴史的に連続した厚みのある都市というものができる。」

これは今後新たな庁舎を検討する際にも忘れてはならない視点の一つで、今求められる機能性を満たさなくなったので壊して建替えるというだけでなく、本稿でみてきた庁舎建築に反映された歴史の重層性を、次の時代へ繋いでいけるような新しい庁舎のあり方を考える視点も必要であろう。

古代ローマの時代より、建築とは用・強・美の3つの要素から成り立っているとされているが、庁舎建築の変遷をみると、明治・大正期には象徴的な「美」に力点がおかれ、戦後は事務所建築としての「用」に力点がおかれていた。そして現在の建替え議論では耐震といった「強」の部分が大きな争点となっている。これからの庁舎を考える際には、さらなる災害に耐えうる「強」や、スマートオフィスといった新たな「用」を満たすことも勿論重要ではあるが、保存再生のデザインという「美」をとおして、既存ストックの活用という現代的課題への一つの解を体現することも、持続可能な公共に求められていると考える。このように、用・強・美の3つのバランスのとれた庁舎整備構想を練る必要がある。

最後に、本稿では庁舎建築単体の変遷を主軸に考察をおこなったが、周辺環境との関係性や、サイトプランニングといった視点での考察は今後の課題である。

付表1 熊本市・県庁舎概要一覧

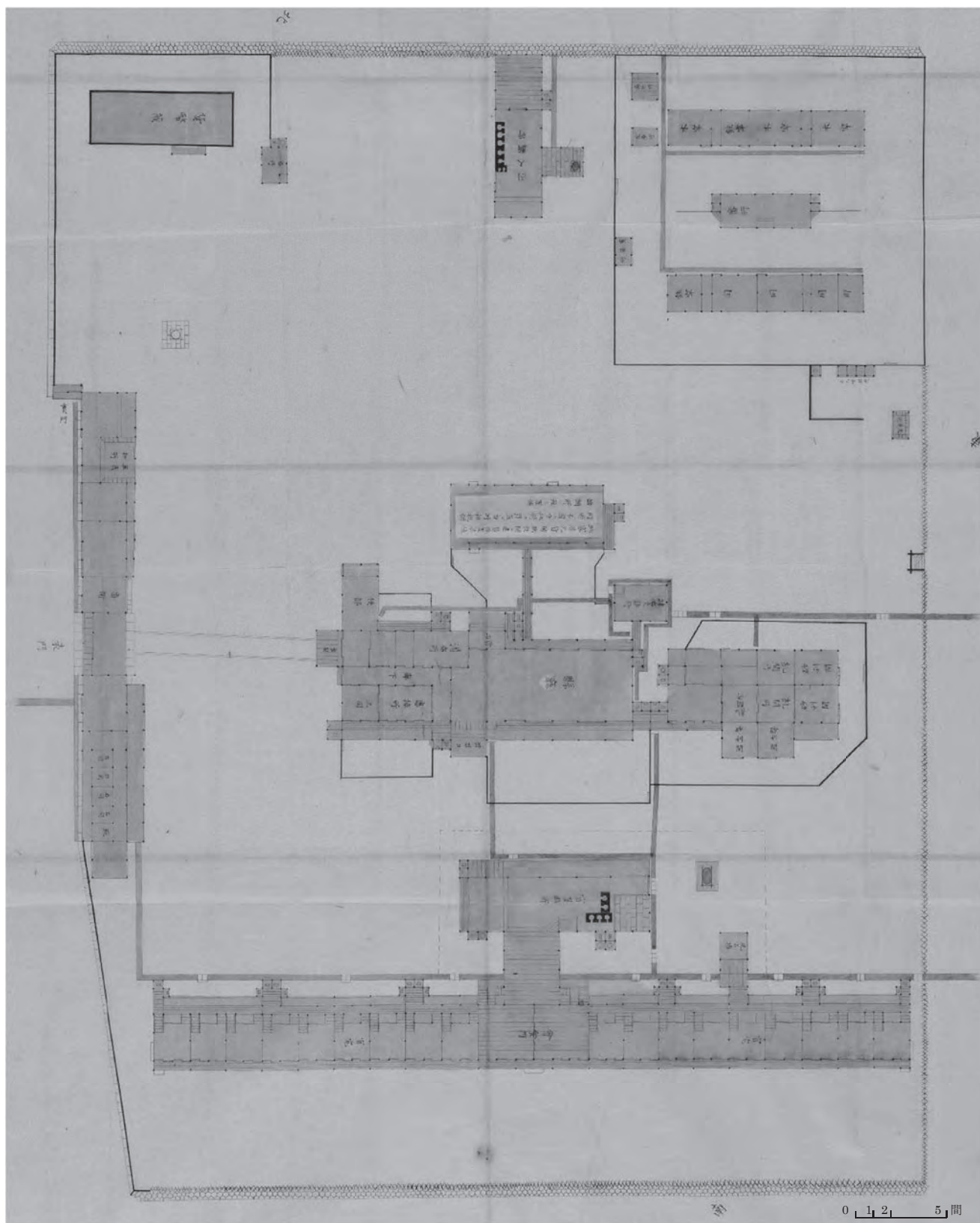
庁舎	所在地	着工～竣工	開庁	敷地面積	建築面積	延床面積	構造	階数	設計者	施工者	工費(円)	備考
⑩ 熊本藩庁舎	花畑町	—	明治2年	—	—	—	木造	—	—	—	—	→ 転用 (旧藩主花畑邸)
① 初代県庁舎	—	—	明治4年7月	—	—	—	—	—	—	—	—	→ 転用 (熊本藩庁舎)
② 2代目県庁舎	二の丸	—	明治4年10月	—	—	—	木造	—	—	—	—	→ 転用 (有吉立愛大参事邸)
③ 3代目県庁舎	二本木	明治5年4月～6月	明治5年6月14日	—	1,000㎡	1,000㎡	木造	1階	—	—	—	→ 新築
④ 4代目県庁舎	古城	—	明治8年11月24日	6,600㎡	—	—	木造	1階	—	—	—	→ 転用 (県立病院)
⑦ 初代区役所	洗馬橋際	—	明治13年	—	—	—	—	—	—	—	—	→ 新築 (官有空地)
⑤ 5代目県庁舎	南千反畑	明治19年7月24日～12月28日	明治20年1月1日	—	1,190㎡	—	木造	2階	船越欽哉	—	24,220円	→ 新築
⑧ 2代目区役所	南千反畑	明治21年9月頃～	明治21年11月10日	2,155㎡	474㎡	—	木造	2階	—	—	3,216円	→ 新築
⑨ 初代市庁舎	—	—	明治22年6月1日	—	—	—	—	—	—	—	—	→ 転用 (熊本区役所)
⑥ 2代目市庁舎	手取本町	大正11年6月23日～12月30日	大正12年12月15日	9,940㎡	1,053㎡	4,198㎡	RC	地下1地上4階	倉田謙	佐伯工務所	510,000円	→ 新築 (監獄所跡)
⑥ 6代目県庁舎	桜町	昭和24年9月～昭和25年4月	昭和25年4月25日	—	8,238㎡	—	木造	2階	—	—	54,000,000円	→ 新築 (専売局工場跡)
⑦ 7代目県庁舎	水前寺	昭和40年8月8日～42年2月28日	昭和42年3月3日	70,361㎡	4,727㎡	45,105㎡	SRC造	地下2階地上12階	久米建築事務所	鹿島建設㈱	2,670,000,000円	→ 新築 (国立重系試験場跡)
⑧ 3代目市庁舎	手取本町	昭和54年3月17日～56年11月4日	昭和56年11月24日	10,551㎡	5,583㎡	39,686㎡	S+SRC+RC造	地下2階地上15階	鶴山下設計	大成建設㈱等JV	11,220,962,000円	→ 新築 (現地建替)

(筆者作成)



付図1 熊本市・県庁舎位置変遷図

(筆者作成)



付図2 熊本県移庁改称伺に添付の図

(出典：公文録・明治五年・第二十三巻・壬申六月・大蔵省同一所収)

(参考文献・資料)

- (1) 石田潤一郎 (1993)『都道府県庁舎—その建築史的考察』株式会社思文閣出版
- (2) 磯田桂史 (2009)「明治期熊本における近代工業建築の研究」熊本大学博士論文
- (3) 大眉一末 (1939)『熊本市制五十年史』九州中央新聞社
- (4) 小野木重勝 (1972)「皇居造営機構と技術者構成」日本建築学会論文報告集 第195号
- (5) 木島安史 (1975)『熊本市の庁舎建設基本構想策定に関する基本的調査』
- (6) 工藤卓 (2012)「旧三潯銀行の建築保存研究：その2. 輸入金属性打出天井板について」近畿大学産業理工学部研究報告書かやのもり17号
- (7) 熊本県議会事務局編(1963)『熊本県議会史 第1巻』熊本県議会
- (8) 熊本県議会事務局編(1963)『熊本県議会史 第2巻』熊本県議会
- (9) 熊本県議会事務局編(1963)『熊本県議会史 第3巻』熊本県議会
- (10) 熊本県教育委員会 (1999)『熊本県の近代化遺産—近代化遺産総合調査報告—』
- (11) 熊本県総務部県庁舎建設管理室編 (1967)『熊本県庁』熊本県
- (12) 熊本市 (1993)『熊本市史 別編第一巻 絵図・地図上 中世近世』
- (13) 熊本市 (1999)『熊本市史 史料編 第七巻 近代Ⅱ』
- (14) 熊本市 (2001)『熊本市史 通史編 第五巻 近代Ⅰ』
- (15) 熊本市 (2001)『熊本市史 通史編 第六巻 近代Ⅱ』
- (16) 熊本市 (2001)『熊本市史 通史編 第七巻 近代Ⅲ』
- (17) 熊本市議会事務局編(2000)『熊本市議会史 戦前編』熊本市議会
- (18) 熊本市総務局総務部 (1983)『熊本市庁舎建設の記録』
- (19) 熊本市役所編 (1932)『陸軍特別大演習写真帖 昭和6年』
- (20) 佐藤武夫(1966)『市庁舎建築』相模書房
- (21) 高吉加奈, 北野隆 (1998)「近代における熊本県の建築に関する研究」日本建築学会九州支部研究報告集 第37号
- (22) 土田充義 (1980)「九州の近代建築を建てた人々」『建築雑誌 昭和55年2月号』日本建築学会
- (23) 土橋泉咲 (2017)「九州帝国大学の初期RC造建築群に見る近代化の二様相」日本建築学会九州支部研究報告集第56号
- (24) 西山雄大, 末廣香織 (2013)「九州帝国大学の営繕組織に関する基礎的研究—その沿革と技術職員の構成—」日本建築学会九州支部研究報告集 第52号
- (25) 久光光太, 伊藤重剛 (2015)「熊本市役所旧市庁舎本館に関する研究」日本建築学会九州支部研究報告集第54号
- (26) 福田晴彦 (1982)「倉田謙と九大キャンパス」九州大学 大学史料室ニュース 第15号
- (27) 藤森照信 (1979)「エンデ・ベックマンによる官庁集中計画の研究 その5 建築家及び技術者各論」日本建築学会論文報告集 第281号
- (28) 宮本雅明 (1989)『日本の大学キャンパス成立史』九州大学出版
- (29) 山崎正董 (1929)『肥後医育史』鎮西医海時報社

- 1 参考文献 (1)
- 2 参考文献 (20)
- 3 参考文献 (14) p174
- 4 ここでの城郭周辺部とは「外堀に囲まれた城郭および上級武家地」とする。
- 5 石田潤一郎は参考文献(1)の中で、廃藩置県直後の「県庁建坪規則」制定以前に建てられた府藩県庁舎は24件としており、これは全体で3府45県261藩あった中での数字であるので大多数が既存施設の転用を行っていたことになる。
- 6 参考文献 (7) p.261
- 7 『公文録』明治五年・第二十三巻・壬申六月・大蔵省伺一所収
- 8 参考文献 (7) p.264
- 9 『公文録』明治五年・第二十三巻・壬申六月・大蔵省伺一所収
- 10 参考文献 (7)
- 11 防衛省防衛研究所所蔵の明治16年 「大日記 砲工部 10月木坤 陸軍省総務局」所収
- 12 防衛省防衛研究所所蔵の明治19年 「大日記 陸軍省総務局 2月火」所収
- 13 熊本新聞明治19年6月15日
- 14 卒業論文は「An Essay on The Adoption of The European Architecture in Japan」卒業設計は「DESIGN for a MUSIC HALL」で、同期は滝大吉、森川範一、吉井茂則
- 15 熊本県を辞任した後は、内務省や海軍省などでも技師を務めるが、卒業直後に国の組織以外の組織に就職したのは造家学科では船越が初である。
- 16 県政史料9-52「熊本県公文類纂 職制 任免 明治19年」熊本県立図書館蔵
- 17 熊本新聞明治19年6月16日
- 18 県政史料9-57「熊本県公文類纂 職制 任免 明治21年」熊本県立図書館蔵
- 19 参考文献 (7) p.651
- 20 手取にあった県立医学校の敷地建物を熊本区高等学校用地として払い下げたもの。
- 21 熊本新聞明治21年9月12日
- 22 熊本新聞明治21年11月11日
- 23 熊本区役所の建物も、大正12年以降県の警察本部が使用しており、この写真は昭和6年の陸軍大演習時に臨時に救護本部として使用されていた際の写真である。
- 24 参考文献 (14) p. 973
- 25 参考文献 (13) p. 205
- 26 参考文献 (10) pp. 630-636 大正7年2月15日から26日に渡り開催された市会の議題八号として大正7年度の市役所建築整備積立金の予算が審議、可決されている。
- 27 九州新聞大正8年3月16日
- 28 この時の設計は福岡県技師の三條栄三郎に委託している。三條は明治31年に東京高等工業学校を卒業し、明治32年から2年間は新設の熊本県立工業学校の建築科に赴任している。その後福岡県立工業学校の建築科勤務などを経て明治41年4月から大正12年3月まで15年間福岡県土木建築課主任技師として在職している。三條も福岡県所管の建築を担当するだけでなく、後述の倉田と同様に地方建築界をリードする存在であったといえる。
- 29 九州新聞大正10年8月5日
- 30 九州日日新聞大正10年11月4日
- 31 九州新聞大正11年4月24日
- 32 卒業論文は「Description of Central Fire Station」卒業設計は「Fire Brigade Station」で、同期は岡田信一郎、本野精吾、井手薫、橋本勉、松井貴太郎、市田菊次郎、横浜勉、永瀬狂三
- 33 国立公文書館所蔵『任免裁可書』明治四十四年・任免卷三十所収。
- 34 日本建築学会 (1912)『建築雑誌』p.499 会員動静
- 35 国立公文書館所蔵『任免裁可書』・大正三年・任免卷十六所収。
- 36 倉田謙が熊本で手掛けた案件としては、市庁舎の他に公会堂洋館、谷口病院本館、六殿神社楼門修理の工事監督などが明らかになっている。その他地域での実績としては、愛媛県温泉郡開美村太宝寺本堂修理工事監督、福岡市の建築顧問、福岡県庁舎増築工事、久留米市庁舎、福岡日日新聞社社屋、門司市庁舎などがある。さらに、九州帝国大学工学部の助教授も兼任していた。
- 37 倉田の4期後に東京帝国大学建築学科を卒業した内藤多伸の事で、後年「耐震構造の父」とも評されている。

- 38 明治29年から東京帝国大学理科大学で地震学の教授を務めていた大森房吉の事。
- 39 九州新聞大正12年10月3日 倉田の報告はさらに続き、「転じて三越を始め日本橋、京橋あたりの建物稠密なる所を見て、現在の鉄筋コンクリート建築には耐火設計の不十分なるを痛感した。即ち稠密しているところでは、内部的に火熱を感じる度強く、従って多少の欠陥あらんか直ちに焼失せしめるという事が露見した。今後斯界にある人はこの点に極力の注意を払ってほしい。帝大図書館の焼失の如き屋根がゴシックになっていたのでは破風を〇はしそれに点火して全焼するの止むなきに至った。この点において、鉄筋造りでも屋根は決してゴシックにすべからず、平らかにしておく必要がある。」と述べている。
- 40 熊本で最初に建てられた鉄筋コンクリート造の建築は大正8年の旧第一銀行熊本支店であると考えられているが、これは煉瓦造との混構造であり、本格的な鉄筋コンクリート造の建築としては大正9年の竹田製油商店がもっとも古いと思われる。
- 41 熊本日日新聞昭和23年1月25日
- 42 参考文献 (1) p.406
- 43 参考文献 (1) p.404
- 44 参考文献 (5)